

「所定疾患施設療養費」の公表について

令和8年4月1日

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療行為について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

「所定疾患施設療養費」の算定条件

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、算定する。肺炎の者又は尿路感染症の者については検査を実施した場合に限る。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りである。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
 - ホ 慢性心不全の増悪
4. 算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
5. 請求に際して、診断、行った検査・治療内容等を記載すること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

2024年度 所定疾患施設療養費 I 算定状況

算定月	疾患名	開始日	治療日数
R7.4月	尿路感染症	4月1日	5日
〃	尿路感染症	4月7日	5日
5月	带状疱疹	5月8日	5日
6月	尿路感染症	6月4日	5日
〃	尿路感染症	6月6日	5日
〃	尿路感染症	6月23日	3日
7月	尿路感染症	7月9日	5日
8月	蜂窩織炎	8月20日	5日

算定月	疾患名	開始日	治療日数
R7.8月	尿路感染症	8月23日	5日
9月	尿路感染症	9月3日	4日
〃	尿路感染症	9月24日	5日
〃	尿路感染症	9月26日	5日
10月	蜂窩織炎	10月10日	1日
12月	尿路感染症	12月27日	7日
R8.1月	尿路感染症	1月13日	3日
〃	尿路感染症	1月28日	7日